



# 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

事業活動温暖化対策計画書制度は、県内で一定規模以上の事業活動を行う事業者(特定大規模事業者)に対して、自身の事業活動によって生じるCO<sub>2</sub>の削減目標や、削減のための対策などを記載した計画書等の提出を義務付け、県が審査・公表する制度です。

なお、一定規模未満の「中小規模事業者」の方も任意で計画書等を提出することが可能です。

令和6年度から、2050年までの脱炭素化を宣言し、任意で計画書を提出する中小企業等を、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として認証し、補助額等の上乗せ等のインセンティブを付与する「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」を創設しましたので、積極的な計画書の提出をお願いします。

<根拠> 神奈川県地球温暖化対策推進条例(事業者・県民の自主的な対策を促進、2009年制定)

## 計画書等の提出義務がある事業者



事業者

計画書等



神奈川県

審査・公表



取組の周知  
他社との差別化

### ○ 工場や事業所における事業活動

県内における原油換算エネルギー使用量(前年度)の合計が **1,500kL/年 以上**

↳ <目安>

- ・オフィス : 電気使用量 約600万kWh/年 程度
- ・コンビニ : 30~40店舗 程度
- ・ホテル : 300~400室 程度
- ・病院 : 500~600床 程度 など



### ○ 自動車を使用した事業活動

使用の本拠地が神奈川県内として登録された自動車が **100台 以上** (軽自動車を除く)



→ 一定規模未満の「中小規模事業者」の方も任意に計画書等の提出が可能です!

## 手続きの流れ (4年計画の場合のイメージ)

「計画書」「排出状況報告書」「結果報告書」の3種類を順次作成していただき、県が内容を審査し、県HPに公表します。

期	年度	事業者	県
1 期 目	2024(1年目)	●計画書(1期目) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
	2025(2年目)	●排出状況報告書(1年目実績) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
	2026(3年目)	●排出状況報告書(2年目実績) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
	2027(4年目)	●排出状況報告書(3年目実績) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
2 期 目	2028(1年目)	●結果報告書(1期目総括) ●計画書(2期目) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
	2029(2年目)	●排出状況報告書(1年目実績) 作成・提出(~7月末日)	◆審査・公表(~翌年3月頃)
	2030(3年目)	⋮	⋮

# 計画書等の記載内容

## 【計画書】

- 計画期間  
(2024年度については、**原則1年間又は4年間**のいずれかで任意設定)
- CO<sub>2</sub>削減に向けた基本方針
- 削減目標値(任意の数値を設定)
- 目標達成のための具体的な対策

## 【排出状況報告書】

- 前年度のCO<sub>2</sub>排出量  
(前年度のエネルギー使用量から算出)
- CO<sub>2</sub>排出量の増減理由
- 前年度に実施した主な削減対策

## 【結果報告書】

- 計画期間中 各年度のCO<sub>2</sub>排出量
- 削減目標の達成状況、達成・非達成の要因分析の結果  
(事業活動の動向、削減対策の実施状況などから分析)
- 計画策定時に予定していた削減対策の実施結果



**目標の達成状況や得られた課題などを次期計画に適切に反映!**

4 エネルギー-起源二酸化炭素の排出の削減の目標等(規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)				
県内に設置している全ての工場等におけるエネルギー-起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準年度	2020年度		最終年度における排出量の合計
		年次	年次	
基準排出量の合計	7,200	7,200	7,200	7,100
削減率	3.00%	3.00%	3.00%	7.10%
原単位の指標の種類	床面積×稼働時間	排出量原単位の単位	CO <sub>2</sub> /㎡×時間	
基準年度における排出量原単位	0.674	0.674	0.674	0.654
最終年度における排出量原単位	0.654	0.654	0.654	0.623

  

2 計画期間			
2019年度	2020年度	報告対象年度	2020年度
2019年度	2020年度	2020年度	2020年度

  

3 エネルギー-起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標(規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)				
県内に設置している全ての工場等におけるエネルギー-起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準年度	2018年度		最終年度における排出量の合計
		年次	年次	
基準排出量の合計	7,100	7,100	7,100	6,940
削減率	1.97%	1.97%	1.97%	2.34%
原単位の指標の種類	床面積×稼働時間	排出量原単位の単位	CO <sub>2</sub> /㎡×時間	
基準年度における排出量原単位	0.642	0.642	0.642	0.623
最終年度における排出量原単位	0.623	0.623	0.623	0.618

  

3 計画期間中のエネルギー-起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標(規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)					
県内に設置している全ての工場等におけるエネルギー-起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準年度	2015年度		2年度目の排出量の合計	3年度目の排出量の合計
		年次	年次		
基準排出量の合計	7,100	7,100	7,100	6,840	6,840
削減率	2.27%	2.27%	2.27%	2.34%	2.34%
原単位の指標の種類	床面積×稼働時間	排出量原単位の単位	CO <sub>2</sub> /㎡×時間		
基準年度における排出量原単位	0.642	0.642	0.642	0.623	0.618
最終年度における排出量原単位	0.618	0.618	0.618	0.618	0.618

## 脱炭素化への主な支援制度

- 中小企業省エネルギー設備導入費補助  
中小企業の脱炭素化への取組を支援するため、省エネ設備の導入等(空調設備、LED照明設備等)に対して経費の一部を補助します。
- 自家消費型再生可能エネルギー導入費補助  
事業所等への自家消費型再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力など)の導入に対して経費の一部を補助します。

詳しくは「**かながわ脱炭素ポータル**」の補助金・支援のページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/>

かながわ脱炭素ポータル

検索



## 計画書等の作成に関する問合せ先

対応窓口 エヌエス環境株式会社(受託事業者)  
 電話 045-274-5274 (令和6年5月8日以降)  
 070-1361-6058 (令和6年5月1日から5月7日まで)  
 e-mail kanagawa-ondanka@ns-kankyo.co.jp  
 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

※様式は下記ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

